企画セッション

◆ 消費者行動から考える拡張的混同 ◆

【概　要】

我が国の商標法・不正競争防止法における「混同（Confusion）」は、通説上「需要者による購入時における商品・役務（営業）の出所の混同」と解され、出所の同一性を誤認する「狭義の混同」から、出所の関連性を誤認する「広義の混同」に拡張されてきた。そしてポルノランドディズニー事件など、実際には広義の混同が生じない事案について無理に混同のおそれを認める苦しい判決で処理されていたところ、著名表示については特別に混同の要件なく冒用から保護する不競法２条１項２号（著名表示冒用行為）を創設することで対処したという経緯がある。

しかし、現在も商品形状に関する不競法２条１項１号事案を中心に、実際には需要者が間違えて購入するとは考えられないにもかかわらず、混同のおそれを無理に肯定する苦しい判決が散見されると企画者（ヴァイン伸太郎）は考えている。こうした現状は、購入時の混同（Point-of-Sale Confusion）の枠組みに固執しすぎている結果であると考え、事案に応じて拡張的な混同を真正面から検討すべきと問題提起する。

なお拡張的な混同とは、米国で発達した購入後の混同（Post-Sale Confusion）、購入前の混同（Initial Interest Confusion）、逆混同（Reverse Confusion）を指し、セッションの冒頭でこれらの概念を紹介する。

ここで重要となるのは、商標が「購入時」以外に発揮する機能である。消費者行動の研究領域に目を向けると、「消費者に需要が生じ、購入し、所有し、処分しながら、生きること」の一連のプロセスから多くの問題が語られており、これらは商標の研究にも多くの示唆を与えてくれる。特に近年、ソーシャルメディアの影響で高まる「見せびらかし消費」や、「推し活消費」、環境問題への関心の高まりから注目される「アップサイクル消費」、フリマ市場における「消費者間取引（C to C）」など、ビジネス・消費の形が多様化し、これにより商標の機能や使用主体も多様化していることから新しい論点が浮かび上がっており、これらを議論の題材として取り上げる。

本セッションの目的は、具体的な事例において消費者が具体的にどのような心理・思考により購買に至るのか、拡張的な混同が消費者の判断にどのような影響を及ぼすのかを考えながら、「保護が必要な混同」と「自由競争として許容される範囲」の境界線はどこにあるのか、多様化する消費社会に適応した知財法の新たな保護範囲を学際的に模索することである。

そのために、混同の拡張に慎重な立場でいらっしゃる著名な若手研究者の平澤卓人先生と山本真祐子先生をお招きし、商標専門の実務家であるヴァイン千尋弁理士とともに活発な議論を行う。

以　上

企画セッション

◆ 消費者行動から考える拡張的混同 ◆

【講演者】（敬称略）

● **平澤　卓人**（福岡大学法学部准教授）

略歴：2005 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2007 年北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻修了。2008 年から 2022 年まで弁護士（札幌弁護士会）。2017 年北海道大学大学院法学研究科博士後期課程修了（博士（法学））。福岡大学法学部講師を経て 2025 年から現職。

関連する主な業績：「商標的使用論の機能的考察(1)-(2･完)」知的財産法政策学研究 48 号、49 号（2016～2017 年）、「表現の自由の観点からの商標法の権利制限」工業所有権法学会年報 42 号（2019 年）、「パロディ商標と混同」工業所有権法学会年報 48 号（2025 年）。

● **山本　真祐子**（一橋大学大学院法学研究科准教授）

略歴：2009 年中央大学総合政策学部政策科学科卒業。2012 年北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻修了。2014 年から現在まで弁護士（東京弁護士会）。2024 年東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻博士課程修了（博士（法学））。群馬大学情報学部講師を経て 2025 年 9 月から現職。

関連する主な業績：「商品に付した単一色で構成される表示につき，混同のおそれと著名性を否定することにより不正競争防止法 2 条 1 項 1 号・2 号の保護を否定した事例 知財高判令和 4.12.26 令 4（ネ）10051［ルブタンレッドソール］」特許研究 75 号（2023 年）、「シリーズ商品に共通するデザインの商品等表示としての保護―商品等表示の特定方法に関する一試論―」『知的財産法政策学の旅』（田村善之先生還暦・2023 年・弘文堂）。

● **ヴァイン　千尋**（大島・西村・宮永商標特許事務所 弁理士）

略歴：2015 年弁理士法人大島・西村・宮永商標特許事務所入所。2018 年弁理士登録。2020年特定侵害訴訟代理業務付記登録。一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻知財戦略プログラム修士課程在学中。

関連する主な業績：日本商標協会判決研究部会講演「バレナイフタエ事件」（2023 年）、日本知財学会第 22 回年次学術研究発表会「識別力の低い登録商標の諸問題」（2024 年）、日本商標協会判決研究部会講演「遠隔シャンパン事件」（2025 年）。

● **ヴァイン　伸太郎**（シチズン時計株式会社　知的財産部）**【企画・進行】**

略歴：2017 年中央大学理工学部精密機械工学科卒業。同年シチズン時計株式会社入社。2022 年吉備国際大学大学院知的財産学研究科修士課程修了。2020 年から知的財産業務。2023 年から一般社団法人日本時計協会知的財産権委員会委員。

関連する主な業績：「不正競争防止法における混同概念の拡張について―顕示的消費に着目したブランド事業保護―」修士論文（2022 年）、「商品の改造と商標権侵害」マイクロメカトロニクス 70 巻（2025 年）など。